

東広島市監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和6年度（下半期）定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年5月7日

東広島市監査委員 天神山 勝浩
同 五丁 和夫
同 坂元 百合子

定期監査の結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
地域振興部 地域づくり推進課	令和7年3月26日 (東広監委第43号)	令和7年4月30日 (東広地推第46号)

2 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年3月19日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

地域振興部 地域づくり推進課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務】</p> <p>集会所及び地域センターの指定管理業務において、基本協定書の所在が確認できなかった。</p> <p>文書事務取扱規程に基づき、適正な事務に改められたい。</p>	<p>保管方法について、複数年に跨る契約・協定については、所在不明にならないよう、専用のファイルを作成し管理するよう再発防止策を講じた。</p>